

小山町スポーツ振興条例（案）について

1 政策の主旨

- ・小山町におけるスポーツの振興についての基本理念を定め、スポーツの振興に関する施策の基本となる事項を明らかにすることにより、町と町民等が相互に連携協力を図り、地域でのスポーツを振興するとともに、町民の心身の健全な発達及び明るく豊かな町民生活の向上に寄与するためのものです。

2 公表するもの

以下の主な条例案を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

（基本理念）

- ・町民等、地域、スポーツ団体、事業者及び町が協働して進めなければならない。
- ・町民等一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、スポーツ活動を通して、健康の保持増進に努めなければならない。
- ・全ての町民等が生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができる機会が確保されなければならない。
- ・スポーツ活動を通じ、スポーツ交流人口の拡大及び地域の活性化が図られなければならない。

（町の責務）

- ・スポーツの振興に関し、町の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ・町民等が参画しやすい環境を整備し、多世代及びスポーツ団体が交流する機会を支援する。

（町民等の役割）

- ・スポーツ活動を通じて、スポーツの振興を図り、自らの体力の向上及び健康の保持増進に取り組むとともに、スポーツ活動に積極的に参加するよう努める。

（地域の役割）

- ・スポーツ活動を通じて、運動習慣の向上、健康の保持増進及び地域の活性化に努める。

（スポーツ団体の役割）

- ・心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツ活動の推進に主体的に取り組むとともに、スポーツ活動に対する町民等の関心及び理解を深め、町民等のスポーツ活動への参加を推進するよう努める。

（事業者の役割）

- ・地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域のスポーツの振興に資する取組を行うよう努める。

（基本計画）

- ・スポーツ振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小山町スポーツ振興基本計画を定める。

- ・基本計画を定めるに当たっては、町民等の意見を反映させるために必要な措置を講じる。

(生涯スポーツの推進)

- ・全ての町民等が生涯にわたって、体力、年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しみ、健やかに過ごすことができるようにするため、スポーツに参加する機会、スポーツに関する情報の提供その他必要な施策を講じる。

- ・次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、町民等、地域、スポーツ団体及び事業者と連携し、必要な施策を講じる。

- ・障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に安心して参加できるよう、スポーツに参加する機会の提供その他障害者のスポーツ活動を推進するために必要な施策を講じる。

- ・高齢者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に安心して参加できるよう、スポーツに参加する機会の提供その他高齢者のスポーツ活動を推進するために必要な施策を講じる。

(指導者の養成)

- ・地域におけるスポーツ指導の充実、優秀なスポーツ選手の育成及びスポーツ事故の防止を図るため、スポーツ団体と連携し、スポーツの指導者の養成、その資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講じる。

(スポーツ施設の整備)

- ・町民等が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、スポーツの競技水準の向上を図るため、スポーツ施設の整備に努める。

- ・スポーツ施設を整備するに当たっては、利用者の実態に応じるとともに、町民等が安心して利用できるようスポーツ施設の維持管理に努める。

(スポーツ選手の育成)

- ・スポーツの競技力の向上を図るため、スポーツ団体と連携して、選手を育成するための必要な措置を講じる。

(審議会)

- ・スポーツの振興を図るため、小山町スポーツ振興審議会を設置する。

- ・審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

(顕彰及び助成)

- ・スポーツ大会等において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰を行う。

- ・スポーツの振興に寄与すると認められる者に対して、助成を行うことができる。